

令和元年度六ヶ所村障害者就労施設等優先調達方針

令和元年7月23日制定

1. 趣旨

村は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2. 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 方針の適用範囲

本方針は、村の全ての機関が発注する物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に適用する。

4. 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所(A型・B型)

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。)

オ 地域活動支援センター

- (2) 「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者(自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)

イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

5. 調達の対象品目等

村が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

印刷製本、文具、紙製品、木工製品、裁縫品、食品類等及びその他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

除草作業、清掃作業、スタンプ押し業務、封入業務、クリーニング及びその他障害者就労施設等が提供可能な役務

6. 調達方針

(1) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を各課で共有し、全庁的に同施設からの調達の推進に努めるものとする。

(2) 各課は、イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品及び印刷物並びに清掃業務等の軽作業及びクリーニング等の役務について、障害者就労施設等の活用を積極的に検討するものとする。

(3) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集について、青森県社会就労センター協議会を活用し発注の推進を図るものとする。

(4) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、村内の中小企業並びに六ヶ所村シルバー人材センターに十分配慮するよう努めるものとする。

7. 調達目標及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直したときは、遅滞なく公表する。

(2) 本方針による調達実績は、当該年度の終了後に取りまとめ、遅滞なく公表する。

8. 調達目標額 8,800,000円

当該年度における調達目標額は、「5 調達の対象品目等」に掲げる物品等について、当該年度の予算の範囲内において可能な限り調達に努めるものとし、具体的な金額の設定は、行政組織等の調達予定金額の合計により設定する。

9. その他

(1) 村民及び村内の中小企業等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する周知に努めるものとする。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

(3) この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から適用する。